Ⅸ．不要財産に係る国庫納付等関係

1	資産種類		現金及び預金
2	資産名称		現金及び預金
3	帳簿価額	⑴取得価額	―円
		⑵減価償却	―円
		⑶帳簿価額	334,919,966円
4	不要財産となった理由		出資先の(株)広島ソフトウェアセンターから解散に際して分配された残余財産分配金（334,919,966円）については、出資の根拠法である地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（平成元年法律第60号）が平成11年に廃止となり、再投資を行う根拠が失われています。また、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第144号）附則第８条に定められている本出資に係る経理を行う地域事業出資業務勘定は、出資金の管理を行うのみであり、具体的な業務を行うことはできません。以上により、残余財産分配金は法的に使途がないものとなっているためであります。
5	国庫納付等の方法		現金及び預金による国庫納付を予定しています。
6	譲渡収入の額		該当ありません。
7	控除費用		該当ありません。
8	国庫納付等の額 納付年月日	⑴国庫納付額	㈱
		納付年月日	㈱
		⑵地方公共団体への払戻額	㈱
		納付年月日	㈱
		⑶その他民間等への払戻額	㈱
		納付年月日	㈱
9	減資額		㈱

㈱　８～９については、国庫納付等が行われていないため、金額及び日付を記載しておりません。

Ⅹ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅺ．重要な後発事象

令和８年５月28日に、政府から出資金として150,000百万円を受領しています。

Ⅻ．重要な会計上の見積り

該当事項はありません。

ⅩⅢ．表示方法の変更

該当事項はありません。

ⅩⅣ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

本年度より、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第50条第３号に基づき、次世代半導体の量産等にむけた出資業務等を経理する勘定として、新たに先端半導体・人工知能関連技術勘定を設けて経理することになりました。なお、同勘定の当事業年度の会計期間は、令和７年８月４日から令和８年３月31日までであります。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

（単位：円）

科目	一般勘定	試験勘定	先端半導体・人工知能関連技術勘定	事業化勘定	地域事業出資業務勘定	合計
Ⅰ　当期未処分利益又は当期未処理損失（△）	△271,702,932	△57,651,421	71,933,099	△265,717,032	△2,937,089,352	△3,460,227,638
当期総利益又は当期総損失（△）	△271,702,932	504,411,235	71,933,099	0	11,236,794	315,878,196
前期繰越欠損金（△）	0	△562,062,656	0	△265,717,032	△2,948,326,146	△3,776,105,834
Ⅱ　利益処分額						
積立金	0	0	71,933,099	0	0	71,933,099
Ⅲ　損失処理額						
積立金取崩額	271,702,932	0	0	0	0	271,702,932
Ⅳ　次期繰越欠損金	0	△57,651,421	0	△265,717,032	△2,937,089,352	△3,260,457,805